

## 契約保証について

平成 30 年 8 月 7 日

### 1 契約締結について

- ・契約締結期限は、入札（見積）日の翌日から数えて 10 日（建設工事）、6 日（業務委託）までです。ただし、期限が土日祝日にかかる場合は、翌営業日までとなります。
- ・契約日は、契約書を契約課に提出して請負業者・発注者が記名押印した日となります。予め、契約締結予定日（契約書を契約課へ提出する日）を決めてから、関係書類を作成してください。
- ・契約保証が必要な場合は、契約締結期限までに契約金額の 10%以上の契約保証を付す必要があります。（予定価格 1 億 5 千万円以上の工事請負契約の場合は 15%以上）
- ・金額により契約保証が免除となる場合があります。（表 1）

（表 1）契約保証が免除となる金額

業種	契約金額
建設工事	500 万円未満
業務委託	300 万円未満

### 2 契約保証について

契約保証は次のいずれかになります。

種別	提出方法	契約書への記載
① 契約保証金（現金）	領収書	金額を記入
② 有価証券（自己あて小切手等）	（納付書にて銀行に納入）	
③ 金融機関（銀行等）保証	保証書の原本	
④ 保証事業会社（前払保証会社）の保証		
⑤ 履行保証保険		
⑥ 公共工事履行保証（履行ボンド）		免除

#### （1）① 契約保証金（現金）、② 有価証券（自己あての小切手等）を納める場合

① 契約保証金（現金）及び② 有価証券（自己あて小切手等）にて納める方は、予め納付額を契約課へご連絡いただいたうえで、納付書を契約課窓口にてお渡しします。

契約締結期限の日までに下記の金融機関で納め、契約書を提出する際に、その領収書をご持参下さい。なお、契約保証金等を納めることのできる金融機関は以下のとおりです。

- ◎ 福岡・筑邦・みずほ・三井住友・三菱UFJ・りそな・西日本シティ・佐賀・肥後・十八・北九州・親和・佐賀共栄・熊本・福岡中央  
以上の銀行の本店及び全国の支店
- ◎ 筑後信用金庫・福岡県南部信用組合・とびうめ信用組合・九州労働金庫・大川信用金庫  
の本店及び支店
- ◎ 三潴町農協の本所・久留米市農協・みい農協・福岡大城農協・にじ農協の本店及び支店

- (2) ③ 金融機関（銀行等）保証、④ 保証事業会社（前払保証会社）の保証、⑤ 履行保証保険、⑥ 公共工事履行保証（履行ボンド）を申し込む場合

- 保証（保険）期間は、契約日から工期（履行期間）末までです。
- 保証書等に記載される工事（業務）名・工事（履行）場所・工期（履行期間）・契約金額は契約書の記載内容と一致するようにして下さい。

【例】 契約金額：5,250,000円 契約日：平成30年4月10日 工期：30日の場合  
 工期：自 平成30年4月11日 至 平成30年5月10日

（保険証書の内容）

保証（保険）金額・・・525,000円

保証（保険）期間・・・平成30年4月10日～平成30年5月10日

【注】③ 金融機関（銀行等）保証について [ 別表①参考 ]

- 保証業務を行わない金融機関もありますので銀行等へ確認して下さい。
- 保証債務履行請求期限が保証期間経過後6ヶ月以上確保されるようにして下さい。
- 保証書は工事完成後金融機関へ返還して下さい。

### 3 変更契約を締結する場合

- 当初契約金額の30%以上の金額の増額がある場合、または工期の変更（延長）の場合は、は契約保証の変更が必要になります。
- ④ 保証事業会社（前払保証会社）の保証の場合は、工期の変更であっても契約保証の変更は必要ありません。

契約保証	変更内容（○は変更有）		契約保証の変更
	工期	金額	
① 契約保証金（現金）、 ② 有価証券（自己あて小切手等）	○	—	×（不要）
	—	○30%未満	×（不要）
	—	○30%以上	○（要）
③ 金融機関（銀行等）保証、 ⑤ 履行保証保険、 ⑥ 公共工事履行保証（履行ボンド）	○	—	○（要）
	—	○30%未満	×（不要）
	—	○30%以上	○（要）
④ 保証事業会社（前払保証会社）の保証	○	—	×（不要）
	—	○30%未満	×（不要）
	—	○30%以上	○（要）

### 4 契約保証の還付について

- ① 契約保証金（現金）、② 有価証券（自己あて小切手等）、③ 金融機関（銀行等）保証の場合は、工事（業務）の完成後、請求書または受領書を記入していただき、還付いたします。
- その他の契約保証については、原本の還付は行いません。

## 保 証 書

平成 年 月 日

殿

住 所

株式会社

銀行

支店

支店長



当行は、下記のとおり契約保証金にかわる保証をいたします。

## 記

保 証 委 託 者	(株)〇〇〇〇 代表取締役 △△△ △△△
保 証 の 内 容	貴殿と保証委託者間の工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害金に対する支払保証。 ただし、債務不履行が保証期間内に発生した物に限る。 工事名 :
保 証 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
保 証 限 度 額	円
保証債務履行請求期限	平成 年 月 日